

大阪広域環境施設組合規則第 1 号

大阪広域環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 項中「住所」を「住所又は氏名」に改め、同条中第 3 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。